

# 第29回成田市農業委員会総会議事録

平成25年11月22日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年11月22日(金)

午後2時から午後4時8分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	宍倉 日出夫	15番	小貫 善之
1番	仲山 綾夫	16番	萩原 十郎
2番	高木 勲	17番	岡野 政男
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
4番	石原 輝夫	20番	若松 義幸
5番	大嶋 幹夫	21番	土井 富司
7番	根本 喜久治	22番	小嶋 勲
8番	櫻井 浩子	23番	成毛 太津夫
9番	池谷 正幸	24番	成毛 孝
10番	岩澤 貞男	25番	朝倉 けい子
11番	伊藤 勝	26番	岩立 隆
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一畝田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵

5. 欠席委員 1名

18番 石井 賢二

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 買受適格証明願について

議案第4号 平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 あっせんの継続について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方勤

副主査 土屋祐介

(午後2時 開会)

○議長 ただいまの出席委員は28名です。

欠席委員は、18番・石井賢二委員です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、第29回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、10月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、3番 瀧澤きみ子委員、4番 石原輝夫委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 買受適格証明願について

議案第4号 平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 あっせんの継続について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告5件でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、竜台にお住いの譲受人が、成毛にお住いの譲渡人より、竜台の畑2筆、1,067㎡を売買により取得したいと

いう申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、後継者がいないため、農業経営を縮小したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、磯部にお住いの譲受人が、公津の杜にお住いの譲渡人が所有する磯部の田(現況 畑)1筆、479㎡及び畑1筆、406㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢であり後継者もいないため、農業経営を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、山口にお住いの譲受人が、山口にお住いの譲渡人が所有する山口の田1筆、1,953㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作ができないため農地を譲渡したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。②交換でございます。2件の申請がございました。

1番、山口にお住いの譲受人が、山口にお住いの譲渡人より、山口の田1筆、659㎡を交換により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を交換により取得し耕作の効率化を図りたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を交換したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

2番、山口にお住いの譲受人が、山口にお住いの譲渡人より、山口の田(現況 畑)1筆、525㎡を交換により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を交換により取得し耕作の効率化を図りたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を交換したいというもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6ページでございます。③贈与でございます。2件の申請がございました。1番、伊能にお住いの譲受人が、伊能にお住いの譲渡人より、伊能の田18筆、13,320㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、父より贈与を受け農業経営を安定させたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢で農作業が困難なため後継者に贈与したい

というもので、総会資料6ページから7ページに案内図がございます。

7ページをお開きください。2番、伊能にお住いの譲受人が、伊能にお住いの譲渡人より、伊能の畑10筆、7,898㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、養父より贈与を受け農業経営を安定させたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢で農作業が困難なため後継者に贈与したいというもので、総会資料8ページから9ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は国道408号から入った市道竜台中山線に隣接した農地で、現状は畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、市道磯部荒海線に隣接した農地で、現状は畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、市道山口山ノ崎線に隣接した農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

**○議長** 平山主査

**○平山主査** 3条①売買の1番から3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番、2番、3番とも要件を満たしていると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、1、2番、3番とも農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。

また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し、野菜を作付したいという営農

計画です。2番は田と畑を取得し、水稻育苗ハウスにより水稻の育苗を行うという営農計画です。3番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われま

す。以上のことから1番から3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました

次に、②交換について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** ②交換の1番と2番につきましては、申請地は市道山口山ノ崎線に隣接した農地で、現状は田及び畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、②交換について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ②交換の1番、2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たすことになると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、1番は農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。

2番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われます。

また、地域との調和要件ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。2番は田、現況畑を取得し、野菜を作付したいという営農計画です。

以上のことから1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、本案は交換でありますので、一括してご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、分割して採決いたします。まず、②交換の1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の1番は可決されました。

次に、②交換の2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の2番は可決されました。

次に、③贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ③贈与の1番につきましては、申請地は県道郡停車場大須賀線の北側及び南側の農地で、現状は田及び畑として良好に管理されておりました。

③贈与の2番につきましては、申請地は東関東自動車道の南側及び県道郡停車場大須賀線の西側の農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。



審議の中で、二人に分けて贈与しているが、税制上の関係かとの質問があり、贈与税は、1人、年間110万円の基礎控除があることから、今回の申請になったものと思われ、贈与税を払ってでも名義を代えたいとのことでした。しかし、贈与税の相続時精算課税を選択することで2,500万円までは課税されませんので、税務署と協議するよう許可書の交付時に指導するとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、③贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

**○議長** 平山主査

**○平山主査** ③贈与の1番、2番につきましては、同一世帯のため一緒に説明させていただきます。提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われれます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われれます。

また、地域との調和要件ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画、また、2番は畑を取得し、主にさつまいもを作付したいという営農計画です。

以上のことから1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われれます。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、本案は関連がありますので、一括して、ご意見・ご質問をお願いします。

(田代委員の挙手あり)

**○議長** 田代委員

**○田代委員** 経営面積が1番、2番とも同一世帯であるため94,612㎡となっておりますが、贈与を受けた後の経営面積は全体のトータルと考えてよいのか。

**○事務局** 同一世帯ですので、合算した面積が経営面積となります。

**○議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、分割して採決いたします。まず、③贈与の1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③贈与の1番は可決されました。

次に、③贈与の2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③贈与の2番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、山武郡芝山町にお住いの2人の譲受人が、本城にお住いの譲渡人が所有する本城の畑1筆、248㎡を売買により取得し、専用住宅(1棟)用地に転用したいという申請でございます。この申請は、現在住んでいる家の敷地が県道用地として買収されるため、新たに申請地に専用住宅を建築しようとするものでございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

2番、加良部5丁目にお住いの譲受人が、本城にお住いの譲渡人が所有する本城の畑1筆、248㎡を売買により取得し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、両親が専用住宅を建築しようとしている土地の隣接地を譲り受け、専用住宅用地に転用したいというものでございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

9ページをお開き願います。3番、譲受人である多良貝の法人が、多良貝にお住いの譲渡人が所有する多良貝の畑1筆、1,567㎡の内673.61㎡を売買により取得し、駐車場(大型10台)用地に転用したいという申請でございます。この申請は、大型車10台を増車する計画に伴い、新たに駐車場用地として転用したいというものでございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

10ページでございます。②使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。1番、猿山にお住いの借受人が、猿山にお住いの貸付人が所有する猿山の田1筆、687㎡に使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

2番、千葉市若葉区みつわ台3丁目にお住いの2人の借受人が、山口にお住いの貸付人が所有する山口の畑、1筆、447㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅(1棟)用地に転用したいという申請でございます。この申請は、母親が居住する家の近くに専用住宅を建築したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

11ページをお開き願います。③賃借権の設定でございます。6件の申請がございました。1番、借借人である名木の法人が、津富浦にお住いの賃貸人が所有する松子の畑1筆、373㎡に賃借権を設定し、駐車場(普通13台)用地に転用したいという申請でございます。この申請は、借借人である法人の従業員用駐車場が不足しているため、駐車場用地として転用したいという申請でございます。譲受人は、名木の法人で、昭和62年11月2日に設立され、社会福祉事業を行っている会社でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

2番、名木にお住いの2人の借借人が、名木にお住いの賃貸人が所有する名木の畑1筆、2,124㎡に賃借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料20ページに案内図、21ページに公図の写しがございます。

12ページでございます。3番から6番までの4件は同一事業で、借借人が同一法人でございますので、一括説明とさせていただきます。3番から6番までは許可後の計画変更承認申請で、砂利採取事業に伴い今年の11月30日まで一時転用許可を受けている農地でございます。採取が完了しないため、砂利採取計画の変更により平成26年11月30日までの1年間、賃借権及び一時転用期間を延長したいという申請でございます。借借人は、全て茨城県神栖市の法人で、用途は搬出路用地で、賃貸人は4人、申請地の合計筆数は4筆、合計面積は6,148㎡の内、1,724.26㎡でございます。なお、許可済地のため現況は雑種地で、全ての申請書に事業終了後には農地に復元する旨の農地復元誓約書が添付されております。それでは、順にご説明いたします。

3番の申請地は、伊能の畑1筆、1,808㎡の内404.08㎡、賃貸人は伊能にお住いの方で、用途は搬出路用地でございます。4番の申請地は、伊能の畑1筆、1,136㎡の内636.77㎡、賃貸人は伊能にお住いの方で、用途は搬出路用地でございます。13ページをお開き願います。5番の申請地は、伊能の田1筆、2,083㎡の内587.79㎡、賃貸人は伊能にお住いの方で、用途は搬出路用地でございます。6番の申請地は、伊能の田1筆、1,121㎡の内95.62㎡、賃貸人は伊能にお住いの方で、用途は搬出路用地でございます。総会資料22ページに案内

図、23ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** 議案第2号、①売買の1番につきましては、申請地は主要地方道八街三里塚線の西側の本城小学校に近い農地で、現況は耕作されておりませんが、良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条①売買の1番です。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年4月10日着手、平成26年7月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、道路法、都市計画法及び残土条例は協議中です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)が78.61㎡で、申請面積は248㎡であるため、建築面積の2/2分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが日照等に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は主要地方道八街三里塚線の西側の本城小学校に近い農地で、現況は耕作されておりませんが、良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年3月10日着手、平成26年7月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、道路法、都市計画法及び残土条例は協議中です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)が75.63㎡で、申請面積は248㎡であり、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ①売買の3番につきましては、申請地は主要地方道成田小見川鹿島港線の南側の農地で、現況は耕作されておりませんが、良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の3番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は駐車場(大型10台)用地です。資力及び信用については、残高証明書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年1月15日着手、平成26年2月14日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが建物は建設しないため、特に問題はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は主要地方道横芝下総線の西側の猿山集落内にある農地で、現況は耕作されておりませんが、良好に管理されておりました。

審議の中で、事業の概要についての質問があり、パネルの枚数は190枚、出力は49.9KW、設置費用は約1,500万円とのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、都市計画法第8条第

1項第1号に規定する用途地域であるため、第3種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書等が添付されており、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、平成26年2月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(若松委員の挙手あり)

**○議長** 若松委員

**○若松委員** 使用貸借権ということで、貸付人と借受人は同住所であります。使用貸借権を設定する理由は何か。また、太陽光発電の場合、元を取るのに大体10年がかかりますが、使用貸借権の期間は設定しているのか。

**○事務局** 1点目の同住所で使用貸借権を設定する理由につきましては、土地所有者が貸付人で、借受人の旦那さんの父、義理の父になります。実際の事業主の方が借受人となりますが、一番大事なのは資金の関係になります。今回は義理の父の土地を借りて、借受人が事業を行うための使用貸借権を設定するということです。

もう1点の使用貸借権の期間の設定につきましては、元を取るのに10年と一般的に言われておりますが、恒久転用ということで特に期間は定めず、できる限り太陽光発電を実施するかたちです。

**○若松委員** もう一つ、使用貸借権を設定し資金を借りた場合、土地に対しての担保設定はどのような扱いになるのか。

**○事務局** 資金を借りた場合の担保設定については確認しないとわかりませんが、今回については全額自己資金ということで、担保設定がされておられません。今後、その辺の事例を確認するようにいたします。

**○議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は市道郷部線の西側の美郷台2丁目に隣接した農地で、現況は耕作されておられませんでしたが良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②使用貸借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年1月20日着手、平成26年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法及び道路法は協議中です。計画面積の妥当性については、建築面積は専用住宅(1棟)が97.75㎡で、申請面積は447㎡であり、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は市道津富浦成井線の東側の山林に囲まれた農地で、現況は耕作されておられませんでしたが、良好に管理されておりま



した。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、③賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は駐車場(普通13台)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、12月1日着手、平成26年1月20日完了の予定です。計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25～30平方メートルという面積基準があります。1台当たりの面積は28.7㎡のため、面積基準以内で妥当な計画です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はなく特に支障はないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** ③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は主要地方道成田下総線と市道高青山旧県道線の間にある農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。

審議の中で、事業の概要についての質問があり、パネルの枚数は2単位で380枚、出力は98.8KW、設置費用は約2,200万円とのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして、事務局より、③賃借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条③賃借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、平成26年3月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。  
(田代委員の挙手あり)

**○議長** 田代委員

**○田代委員** 太陽光発電ということで、恒久転用後は雑種地の扱いになるのですが、先日新聞記事にあったのは、太陽光発電の転用許可を受けても着工率が約4割、そのままにされて逃げてしまうところが増えている。どこの自治体か忘れましたが、この委員会でも今年になって転用申請が多く出されていますが、事務局で許可後の利用状況は把握されているのでしょうか。

**○事務局** 太陽光発電に限らず、転用許可を受けたものに関しては1件1件の確認は行っておりません。恒久転用の場合は最終的には地目を変えるため、完了報告と同時に転用事実確認証明願が出てきますので、出てきたものについては確認しております。

太陽光発電については、最近許可が出たものばかりでありますので、運用されているのは1・2件だと思います。確認する義務的なものはありませんが、今後気にしながら着工されているかどうか見ていこうと思います。

**○田代委員** 耕作放棄地のような状態で放置されているよりは、有効な活用をされた方がより望ましい。太陽光発電については追い風がありますので、それを隠れ蓑になっ  
てはいけないと思います。

**○議長** その他ございませんか。  
(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番を採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の2番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の3番から6番・許可後の計画変更承認については、関連しておりますので一括して審議いたします。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の3番から6番・許可後の計画変更承認につきましては、申請地は国道51号線の南側で大須賀小学校の近くにある農地で、現況はすでに搬出路として使用されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定の3番から6番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条③賃借権の設定・許可後の計画変更承認の3番から6番です。まず、農地の区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。4番から6番は、19年4月に農振農用地から一部除外された農地です。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農業等に及ぼす影響が変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、自己資金及び山砂販売代金を資金とする計画で、信用性においても問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、申請の用途である搬出路用地として使用中です。行政庁の許認可等の見込みについては、小規模林地開発行為は届出済、砂利採取は計画変更認可申請予定です。計画面積の妥当性については、計画面積の変更はなく妥当な転用面積と思われまます。周辺農地の営農への支障については、周辺農地は長年耕作されていないため特に支障ないと思われまます。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の3番から6番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めまます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の3番から6番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、買受適格証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○藤田事務局長** 14ページでございます。議案第3号、買受適格証明願について、でございます。

①3条でございます。3件の申請がございました。1番から3番は成田市役所の公売に参加するため買受適格証明願があったものでございます。3条の買受適格証明願につきましては、申請人を農地法第3条の規定による許可基準により審査していただき、証明の可否を審議していただくものでございます。また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が、最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があった場合は、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き、農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか、併せてご審議いただくものでございます。

1番、八代の田(現況 畑)1筆、1,462㎡について、吾妻2丁目にお住いの方から、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいという事由で、成田市役所の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料24ページに案内図がございます。

2番、八代の田(現況 畑)1筆、1,462㎡について、八代にお住いの方から、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいという事由で、成田市役所の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料24ページに案内図がございます。

15ページをお開き願います。3番、北羽鳥の田2筆、2,012㎡について、北羽鳥にお住いの方から、農地を取得し農業経営の規模を拡大したいという事由で、成田市役所の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。総会資料25ページに案内図がございます。

以上で議案第3号、買受適格証明願についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 議案第3号、①3条の1番と2番につきましては、申請地は市道角川八代線に隣接した農地で、現状は畑として良好に管理されていました。1番の審議の中で、農作業場の場所及び不動産の差し押さえの基準についての質問があり、農作業場は宝田にあるとのことでした。また、不動産の差し押さえの基準につきましては、確認し、総会で報告するとのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。

①3条の3番につきましては、申請地は十日川近傍の市道北羽鳥町田線の北側の農地で、現状は水田として良好に管理されていました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 ①買受適格証明願3条の1番、2番、3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われま

す。それから「農作業に常時従事すること」については、1番と3番は農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われま

す。2番については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、農地法関係事務に係る処理基準では、年間の農業従事日数が150日未満であっても必要な農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めると規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると思われま

す。また、地域との調和要件ですが、1番と2番は田、現況畑を取得し野菜を作付したいという営農計画です。3番は田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。

以上のことから1番、2番、3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。小委員会の審議の中で、差し押えの基準は設けてありますかとの質問がありました。納税課に確認いたしましたところ、特に基準は設けてないとのことでした。滞納している方の財産の中に、換価できる財産、簡単に申し上げますと売買などにより処分して金銭が確保できそうな財産がある場合は、差し押えを行っているそうです。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①3条の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(土井委員の挙手あり)

○議長 土井代委員

○土井委員 参考のために聞きたいが、どのくらいの価格か。

○事務局 納税課の見積金額では、113万4千円となっております。

(若松委員の挙手あり)

○議長 若松委員

○若松委員 公売に参加する場合は、所有農地を全部耕作していなければならないとか、生産調整に協力しなければならないとか、いろいろ条件があるのかどうか。もう1点は、申請人の住所、経営面積が6町歩、家族3人で農業従事者が1人となっているが、どういう形で農業をやっているのか。自ら本当に耕作しているのですか。

○事務局 買受適格証明、入札に参加する資格ですが、3条の許可要件に該当するかどうか審査します。例えば、5反歩以上の経営面積であるか、所有農地のすべて耕作し、違反転用がないかなど確認しております。

2点目のご質問ですが、1番の方は以前から宝田、北羽鳥、長沼方面に農地を持っております。宝田に作業をする農業用倉庫があり、ここを拠点に農業を行っております。なお、転作については、3条の許可要件になっておりません。

(川崎委員の挙手あり)

○議長 川崎委員

○川崎委員 年齢は何歳ですか。

○事務局 この方は64歳です。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、買受適格証明願の①3条の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、買受適格証明願の①3条の1番は可決されました。

次に、①3条の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、買受適格証明願の①3条の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、買受適格証明願の①3条の2番は可決されました。

次に、①3条の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、買受適格証明願の①3条の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、買受適格証明願の①3条の3番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 16ページでございます。議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、17ページのとおり、平成25年度第9次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、18ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、20ページから30ページをご覧ください。

18ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間6年のものが1,402㎡、3筆、1件で、詳細は20ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番でございます。

次に賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが39,734㎡、19筆、6件で、詳細は20ページの2番から21ページ7の番まででございます。同じく契約期間5年のものが16,377㎡、7筆、1件で、詳細は21ページの8番でございます。同じく契約期間6年のものが63,164㎡、36筆、9件で、詳細は21ページの9番から23ページの17番でございます。同じく契約期間10年のものが48,733㎡、32筆、9件で、詳細は23ページの18番から25ページの26

番でございます。合計の契約面積は、169,410㎡、田87筆、22件、141,570㎡、畑10筆、4件、27,840㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積68,987㎡、田44筆、13件、63,047㎡、畑4筆、1件、5,940㎡。再設定が契約面積100,423㎡、田43筆、9件、78,523㎡、畑6筆、3件、21,900㎡でございます。

19ページをお開き願います。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター及び香取農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権設定はございませんでしたので、全て賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが25,917㎡、16筆、5件で、詳細は26ページ1番から27ページの5番でございます。同じく契約期間5年のものが16,377㎡、7筆、1件で、詳細は27ページ6番でございます。同じく契約期間6年のものが52,171㎡、25筆、6件で、詳細は27ページの7番から28ページの12番でございます。同じく契約期間10年のものが38,550㎡、20筆、8件で、詳細は29ページの13番から30ページの20番でございます。合計の契約面積は、133,015㎡、田61筆、17件、118,992㎡、畑7筆、3件、14,023㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積51,512㎡、田22筆、9件、45,572㎡、畑4筆、1件、5,940㎡、再設定が契約面積81,503㎡、田39筆、8件、73,420㎡、畑3筆、2件、8,083㎡でございます。

以上で議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長** 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** 議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定につきまして、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)



○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、平成25年度第9次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第5号、あっせんの継続については、報告第3号、あっせんの結果について、と関連がございます。

審議の都合上、順序を変更し、報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第3号、あっせんの結果について、あっせん委員よりご報告をお願いします。

(成毛孝委員の挙手あり)

○議長 成毛孝委員

○成毛孝委員 39ページをお開きください。あっせん結果についてご報告いたします。

10月の総会で石井委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。申出人は北羽鳥にお住まいの方です。申請土地は、北部の田、4筆 3, 188㎡でございます。5名の相手方候補者があげられました。1番から5番の候補者に順次あっせんしたところ、すべて買受の意思がありませんでした。なお、申出人からあっせんを継続してほしい旨の申し出がありましたので、新たに相手方候補者を選定して、あっせんの継続についてご審議いただきたく存じます。以上でございます。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、審議の中で、申出人から売買金額の提示はあったのかという質問があり、当初、金額の提示はありませんが、不成立後確認したところ、すべて買っていただければ60万円でよいとのことでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(川崎委員の挙手あり)

○議長 川崎委員

○川崎委員 条件的には、かなり悪い場所なのですか。

○事務局 土地改良を実施しておりますので、そんなに悪い所ではないと思います。後継者もいないことから、農地を買ってもしようがないということでした。

(成毛孝委員の挙手あり)

○議長 成毛孝委員

○成毛孝委員 再びあっせんする場合、前回の人たちに金額を提示し、あっせんした方がよろしいですか。

○事務局 こちらからのご質問ですが、金額の提示があれば買う可能性があるということですか。

○成毛孝委員 石井委員からの又聞きですが、金額の提示がなかったので交渉が難しかったという話を聞いています。5人とも知っていますので、また話をした方がよいのか、次に行った方がよいのか。

○事務局 今回のあっせん不成立の経過を石井委員より聞いておりますが、5名の候補者については、年齢的なもの、後継者もないという理由から規模拡大を図るには厳しい年齢であることから、売買価格に関係なく買う意思がないという報告を受けております。また、あっせん基準では、「規模拡大を図る農家の視点に立って」となっていることから、後継者がいない等の理由から規模拡大の意思がないということで、次の候補者を選任した訳です。

(根本委員の挙手あり)

○議長 根本委員

○根本委員 金額も分からずにあっせんに行って、後継者がいないかもしれないが、金額によっては買うかもしれない。あっせんに行ったら「金額はいくらですか」と聞くとと思う。金額の提示をしないあっせん自体が間違っている。

○事務局 金額については、申出があった時に金額をお聞きしましたが、「詳しくないのでお任せします」ということで、それ以上お聞きしませんでした。今回の意見を踏まえ、希望価格をお聞きした上で、皆様に調整していただくようにいたします。

(岩澤委員の挙手あり)

○議長 岩澤委員

○岩澤委員 事務局に聞きますが、あっせんの金額について申出者に任せていいのか。あっせん基準はどうなっているのか。

○事務局 あっせん基準では、金額については規定されておられません。

○議長 その他ございませんか。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

暫時休憩いたします。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時52分 再開)

**○議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、あっせんの継続について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 31ページをお開き願います。議案第5号、あっせんの継続について、でございます。平成25年10月23日開催の第28回総会であっせんの実施の決定を受け、あっせん委員によりあっせんを行っていただきましたが、候補者全員と協議をした結果、合意が得られなかったため、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第13条第2項第1号の規程によりあっせん顛末書の報告があり、同基準第14条の規定によりあっせんの継続について、適否を決定していただくものでございます。また、継続することを適当とした場合は、同基準第9条の規定に準じて新たなあっせん相手方候補者の選定について合わせてお諮りをするものでございます。

①売買でございます。1番、北羽鳥にお住いの方より、北部の田4筆、3,188㎡の農地を売渡したいとの申し出があり、第1回目のあっせんは不成立でしたが、申出人の要望もあり、引き続きあっせんを継続してもよろしいかお諮りするものでございます。なお、相手方候補者につきましては、あっせん候補者の範囲を広げ、あっせん候補者名簿より申出土地周辺に耕作地を有する認定農業者6名を選定し、目標とする経営面積との格差等の要件を総合的に判断し、あっせん順位を決めております。順位1番は北羽鳥にお住まいの方、2番は長沼にお住いの方3番は竜台にお住いの方、4番は北羽鳥にお住いの方、5番と6番が安西にお住いの方を候補者として選定いたしました。

以上で議案第5号、あっせんの継続についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長** 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

**○議長** 伊藤小委員長

**○小委員長** 議案第5号、あっせんの継続につきましては、審議の中で、今回の候補者に認定農業者は何人いるのかとの質問があり、全員が認定農業者とのことでした。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(根本委員の挙手あり)

○議長 根本委員

○根本委員 12月に前回の5名を加え、改めてあっせんについて提案してはどうか。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、あっせんの継続について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

○議長 全員反対でございます。よって、議案第5号、あっせんの継続については、否決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 32ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。

成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

33ページをお開き願います。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。1件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

34ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。4件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

35ページから36ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。7件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

37ページをお開き願います。④転用事実確認証明でございます。4条で1件、5条で2件の証明願がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 38ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。2件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 40ページをお開き願います。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①農地法施行規則第32条第1号の規定による2アール未満の農業用施設用地の届出が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 41ページから42ページでございます。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。法務局の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より3件及び千葉地方法務局成田出張所より4件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(伊藤小委員長の挙手あり)

○議長 伊藤小委員長

○小委員長 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第29回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時8分 閉会)